

シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

今回の建築基準法令などでは、確認申請の段階には「使用建築材料表で告示対象建材の等級を明示」するだけでよく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会の検索システムで管理されている『壁紙品質情報管理システム登録確認書』によって一元化され、的確な情報を迅速に確認ができます。

シックハウス対策壁紙の情報は、日本壁装協会の検索システムにより確認できます

この検索システムでは JIS ならびに大臣認定に関するシックハウス情報や、防火の認定情報も商品番号から容易に検索でき、**印刷** ボタンにより印刷、およびダウンロードすることができます。

- ①「シックハウス対策壁紙はこちら」= 建築基準法による、シックハウス対策壁紙の等級表示 (JIS または大臣認定による規制対象外 = F☆☆☆☆) などが確認できます。
- ②「防火壁装材料はこちら」= 国土交通大臣の認定による防火壁装材料の認定番号と、防火性能の確認ができます。

* パソコン・携帯電話からの検索
<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

| | |
|--------|----|
| 日本壁装協会 | 検索 |
|--------|----|



■ 壁紙の品質規格 SV規格とJIS規格について

SV規格

Standard Value =
壁紙製品標準規格



快適・健康・安全に配慮した製品を提供することを目的として壁紙工業会により制定された自主規格です。JIS 規格の規定に、安全性を考慮した VOC や、重金属の使用に関する規定も加えられています。

JIS規格

Japanese Industrial Standards =
日本産業規格

壁紙：JIS A 6921 : 2014

日本の工業製品の品質安定を目的として制定された国家規格です。

(※一部は JIS 規定値をクリアした「大臣認定取得品」です)

JIS A 6921:2003は、2014年(平成26年)7月、JIS A 6921:2014に改正されました。

| No. | 試験項目 | | SV 規格 | JIS 規格 | |
|-----|-------------------|------------------|------------------|--------|----|
| | | | 規格値 | 規格値 | |
| 1 | 退色性 (号) | | 4 以上 | 同左 | |
| 2 | 乾燥摩擦 | 縦 | 4 以上 | 同左 | |
| | | 横 | | | |
| | 湿潤摩擦 | 縦 | 4 以上 | 同左 | |
| | | 横 | | | |
| 3 | 隠ぺい性 (級) | | 3 以上 | 同左 | |
| 4 | 施工性 | | 浮き及び剥がれがあってはならない | 同左 | |
| 5 | 湿潤強度 (N/1.5cm) | | 縦 | 5.0 以上 | 同左 |
| | | | 横 | | |
| 6 | ホルムアルデヒド (mg/L) | | 0.2以下※1 | 同左 | |
| 7 | 重金属 | 砒素 (mg/kg) | 3 以下 | — | |
| | | 鉛 (mg/kg) | 20 以下 | — | |
| | | カドミウム (mg/kg) | 3 以下 | — | |
| | | クロム (VI) (mg/kg) | 20 以下 | — | |
| | | 水銀 (mg/kg) | 2 以下 | — | |
| 8 | 塩化ビニルモノマー (mg/kg) | | 0.1 以下 | — | |
| 9 | 残留VOC | TVOC (μg/g) | 100 以下 | — | |
| | | TEX※2 芳香族 (μg/g) | 10 以下 | — | |

※1 ホルムアルデヒド放散量の 0.2mg/L 以下は建築基準法の F☆☆☆☆ に適合しています。

※2 TEX とはトルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

【使用原材料】

| | | | |
|----|-----|--|---|
| 10 | 安定剤 | 鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。 | — |
| 11 | 可塑剤 | 沸点が300°C以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBBPは使用しない。 | — |
| 12 | 発泡剤 | フルオロカーボン類は使用しない。 | — |
| 13 | 溶 剤 | トルエン、キシレン、エチルベンゼンは使用しない。 | — |